

## 「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

国土交通省が発表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（令和5年12月22日）に基づき、高速道路会社及び機構において令和6年度からの近畿圏の新たな高速道路料金の具体案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

### ○近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

#### 1. 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

近畿圏の高速道路料金については、平成29年6月に、これまでの整備重視の料金体系から、料金水準及び車種区分を統一（高速自動車国道の大都市近郊区間の水準及び5車種区分）した対距離制を基本とする利用重視の料金体系へ移行したところです。

今般、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、料金体系の整理・統一を更に進めることとし、阪神高速において新たな上限料金を設定します。この際、平成29年6月の移行の際と同様に、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、阪神高速の大口・多頻度割引について、更なる拡充を行います。また、大阪都心部と関西国際空港方面との利用における負担増などを考慮して、当面、激変緩和措置として、別途上限料金を設定します。

料金割引についても整理・統一を図る必要があることから、阪神高速について、時間帯別の交通状況も考慮した上で、深夜割引を適用します。

また、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討します。

#### 2. 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

近畿圏においては、平成29年6月に大阪及び神戸都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとしたところです。

今般、平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通や令和2年3月の阪神高速大和川線の全線開通を踏まえ、現行の神戸都心部西側からの流入に加え、神戸都心部東側からの流入に関しても経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定するとともに、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

また、令和2年3月に大和川線が全線開通したことを踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、関係機関と連携し、大和川線と堺線のジャンクション化を検討するとともに、一般道路への影響に配慮しつつ、大和川線と堺線との乗り継ぎ利用に対して乗継割引を適用します。

### 3. 各路線の料金等

各路線の料金等については、下記の通りとします。

#### ①阪神高速

平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として、上限料金（普通車：1,300円。移行時点）を設定したところですが、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、上限料金を見直します。当面、激変緩和措置として、新たな上限料金（普通車：1,950円）を設定します。

現行の割引のうち、大口・多頻度割引は、コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、割引率を拡充します（最大45%）。

交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、新たに深夜割引（20%）を導入します。

大阪都心部と関西国際空港方面との利用について、当面の間、上限料金（普通車：1,320円）を設定します。

大和川線の鉄砲出入口と堺線の住之江出入口を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす乗継割引を導入します。

なお、非ETC車は、区間最大料金（普通車：1,950円）を適用します。ただし、放射線の下り方向の利用等については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用します。

#### ②大阪・神戸都心部の流入・迂回

平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通を踏まえ、現行の神戸都心部西側からの流入に加え、神戸都心部東側からの流入に関しても経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

令和2年3月の阪神高速大和川線全線の開通を踏まえ、大阪都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

また、平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通を踏まえ、神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

### 4. 新たな高速道路料金の実施時期

新たな高速道路料金については、令和6年6月より実施することとします。

## 5. その他

### (1) 戦略的な料金の導入など今後の取組

平成29年度以降順次、淀川左岸線の開通などの節目を念頭に、料金体系の確立に向けたロードマップを明らかにした上で、道路ネットワークの整備の進展に合わせて戦略的な料金の導入を行うこととします。また、その交通に与える影響を検証した上で、対象となる路線や時間帯などを区切り、交通状況に応じた料金施策を導入することとします。

京都縦貫自動車道など日本海側と太平洋側との連携も視野に入れるとともに、京奈和自動車道など関西全体を広域的に俯瞰して、料金体系等の検討を進めます。

### (2) 現金でご利用のお客さまへの対策

現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取り組みなど必要な対策を実施します。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。